

沼田市教育振興基本計画 (案)

沼田市

目次

第1章 教育振興基本計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 教育を取り巻く状況	1
第2章 沼田市における教育の現状と課題	2
1 学校教育	2
2 社会教育	5
3 文化財	6
4 生涯スポーツ	7
5 子ども・子育て	7
第3章 沼田市の教育が目指す方向	8
第4章 具体的な施策の展開	8
基本方針 I たくましく生きる力を育む学校教育の充実	8
I – (1) 確かな学力を育てる質の高い授業づくりの推進	8
I – (2) 子供一人一人へのきめ細かな支援の充実	9
I – (3) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	10
I – (4) 安心・安全な学校施設の整備・充実	11
I – (5) 学校規模の適正化	11
I – (6) 学校保健、学校給食・食育の充実	12
I – (7) いじめ等への対応、道徳教育・人権教育の推進	13
基本方針 II こころ豊かな文化の創造	13
II – (1) 生涯学習の充実	13
II – (2) 市民文化活動の推進	14
II – (3) 図書館の充実	14
II – (4) 読書活動の推進	15
II – (5) 子供たちの郷土愛と誇りを育む	16
II – (6) 文化財の保存と活用	17
II – (7) 文化財施設等の充実	17

基本方針III 地域や家庭で共に学び支え合う教育の推進.....	18
III-（1）青少年の健全育成の推進.....	18
III-（2）学校と地域の連携・協働の推進.....	19
III-（3）学校部活動の地域移行・地域連携による持続可能な環境整備の推進.....	20
III-（4）国際理解教育の充実.....	20
基本方針IV 生涯にわたるスポーツ活動の推進.....	20
IV-（1）生涯スポーツの振興.....	20
IV-（2）社会体育施設の適正な管理.....	21
基本方針V 誰一人取り残さない共生社会の実現.....	22
V-（1）保護者の就労支援への取組.....	22
V-（2）子ども・子育て世代への包括的な支援.....	22
第5章 計画の推進、進行管理.....	23
1 計画の推進.....	23

沼田市教育振興基本計画（案）

第1章 教育振興基本計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

教育基本法において、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。沼田市では、「未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり」を掲げ「沼田市教育施策の大綱」を策定し、教育施策を推進してきました。大綱の推進期間を、国の計画が新たに策定される令和5年度まで延長し、令和6年度からは、教育の根本法である教育基本法に根拠を置いた、教育振興に関する基本計画を策定することが重要であるとの考え方から、これまで進めてきた施策の評価と課題、教育を取り巻く情勢を踏まえ、より教育行政の振興が図れるよう「沼田市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画策定に当たっては、国・県の教育振興基本計画を参酌するとともに、沼田市第六次総合計画後期実施計画の教育分野の計画との整合性を図っております。

また、総合教育会議において、本計画をもって大綱に代えると判断したことから、本計画は、沼田市教育施策の大綱を兼ねることとします。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 教育を取り巻く状況

（1）少子高齢化の進展と人口減少

本市の人口は、平成7年に一旦の増加を見せるものの、全体的に減少傾向にあります。平成27年（2015年）に約50,600人であった人口は、令和5年（2023年）に入り約45,300人となり、令和42年（2060年）には約20,100人まで減少すると見込まれています。

また、平成27年（2015年）に、4,007人だった小中学生の数は、令和5年（2023年）には、2,894人となっており、令和10年（2028年）には2,352人まで減少すると見込まれています。

（2）グローバル化の進展

グローバル化の進展により、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、感染症、環境問題、紛争、エネルギー資源問題など地球規模の人類共通の課題が

増えています。

（3）急速な技術革新の進展

人工知能（A I）が様々な判断を行ったり、日常生活で使用する様々な電子機器がインターネット経由で最適化されたりする高度情報化社会が到来しており、これまでの社会や生活の在り方が劇的に変わる複雑で予測困難な時代になるとされています。

また、スマートフォンなどの急速な普及により、生活の利便性の向上が図られ、教育の分野でも I C T（情報通信技術）の利活用が進められています。

令和元年度に国が掲げた G I G A スクール構想では、一人一台端末環境と高速大容量の通信ネットワークの整備が推進され、教育における I C T 環境整備が一層加速しています。

第2章 沼田市における教育の現状と課題

1 学校教育

（1）確かな学力の向上

各学校では、「確かな学力」の向上のために、質の高い学びの実現を目指し、授業づくりの考え方や指導方法の改善に努めてきました。特に、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、「学び合い」と「振り返り」を大切にした授業実践を積み重ねてきたことで、学習内容の定着の高まりが見られました。

また、全ての子供が参加し活躍できる授業を目指し、ユニバーサルデザインと合理的配慮を意識した授業づくりに努めたことで、安心して学べる環境整備を推進しています。

しかしながら、小・中学校では、全国学力・学習状況調査や各種学力検査等の結果を見ると、教科に関する調査では、授業中に自分の考えを発表する際、自分の考えをうまく伝えられるように、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表することに課題が見られます。さらに、中学校の数学では全体的に学力の低下が見受けられます。これらを改善するためには、一人一台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、学校全体で組織的かつ継続的に推進していく必要があります。

また、授業の導入時に時間がかかり、「振り返り」や演習などの時間を十分確保することができていない授業も見受けられるため、短い時間で子供たちの問題意識を喚起し意欲を高められる、課題と「めあて」の提示を工夫していく必要があります。

（2）豊かな心と健やかな体の育成

本市では、豊かな心と健やかな体の育成に向け、道徳教育の充実、読書活動の推進、いじめ防止対策や教育相談の充実、食育や体力向上の推進などに取り組んできました。

道徳教育においては、豊かな心を育む道徳教育の一層の充実を図るため、「特別の教

科「道徳」における「考え、議論する」授業の実現に努めています。

子供たちの心の健康は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けました。新型コロナウイルス感染症の流行により、数々の制限の中で行われた学校行事、各種大会の中止や延期などもあり、目標を見失う子供たちやストレスを蓄積させる子供たちも見られました。新型コロナウイルス感染症の取扱いが変わり、状況は変化しつつありますが、これまで以上に、学校・家庭・地域の連携と協力による適切かつ有効な支援が必要になっています。

また、経済的な理由などにより、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていなかったりする子供たちが増えており、集団行動が苦手で人の輪の中に入ることができない子供たちもいます。そのため、学校では、このような子供たちに対して、個々の状況に応じたきめ細かな支援や多様な学びの場を提供する必要があります。

児童生徒の体力は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を見ると、小学生、中学生ともに、全体としては全国平均を上回っている状況です。しかし、新型コロナウイルス感染症以前の市の平均に比べると、小学生は同程度ですが、中学生は若干下回っている結果となっています。各小中学校において、自校の児童生徒の実態を分析し、体力向上のための具体的な方策を掲げ、組織的に取り組むことが必要です。また、教科体育の充実を中心に、児童生徒に対して運動機会をより多く提供し、生涯スポーツに関連付けて支援する必要があります。

中学校の部活動においては、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢交流の中で、心を育て、生徒同士、生徒と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感等の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。しかし、少子化や学校の働き方改革が進展する中で、従前と同じ体制で学校部活動を運営することが難しくなってきており、生徒の豊かなスポーツ・文化活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働による部活動の地域移行を推進し、生徒や保護者の負担を十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

(3) 不登校・いじめ等

不登校は、本人、家庭、学校及び社会に関する様々な要因が複雑に絡み合い、本市においても増加している状況です。また、本市に設置している教育支援センター「きずな」に通う子供たちも常に一定数おり、令和5年6月現在で小学生2名、中学生5名が利用しています。児童生徒によっては、不登校が休養や自分を見つめ直すといった積極的な意味を持つことがある一方で、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在しています。不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められています。また、「魅力ある学校づくり」

を進めると同時に、適切に評価・分析を行い、一人一人の課題や意欲・関心に寄り添いながら組織的な指導・支援に努めていくことが重要になっていきます。

いじめ問題については、本市の認知件数は減少傾向にありますが、SNSでの書き込みによる誹謗中傷など、いじめにつながる新たな問題も憂慮される時代です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人が、いじめ防止のための生徒指導力向上を図るとともに、早期の組織的な対応や子供たちに対する継続的な支援が重要となります。

また、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、いじめを生まない環境づくりと、児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるよう働きかけること、あらゆる教育活動を通した良好な人間関係づくりを進めていくことが求められています。

(4) 情報教育

本市における教育の情報化を推進するに当たって、「子供たちの情報活用能力の育成」「教科等の指導におけるICT活用」「校務の情報化」「情報モラル教育の充実」に継続して取り組んできました。校務支援システム導入などの校務の情報化は、教職員の事務処理の負担軽減と、子供たちと向き合う時間の確保につながっています。

また、新型コロナウィルス感染症の感染拡大時は、オンラインによる集会などが積極的に推進されたほか、全ての学校において、日常的な教科の指導の場面で一人一台端末が活用され、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、授業の質も日々向上しています。そして、学校間や指導者間で、ICT活用の差が生まれないように、全ての教職員のスキル向上が求められるところです。

児童生徒については、一気に一人一台端末の導入が進んだため、小中学校の段階で本来身に付けるべき情報活用能力や情報リテラシーの育成が十分ではないという課題も見られます。

(5) 教育環境の整備

少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進み、複式学級を編制している学校があります。小規模校では、児童生徒相互の人間関係が深まりやすく、教職員が児童生徒の一人一人にきめ細かな指導が行いやすいという面があります。一方で、クラス替えができないことから、児童生徒の交友関係が限定され、多様な考え方に対する機会や切磋琢磨する機会が少なくなることが懸念されます。

このようなことから、子供たちの学びの環境と人間関係の形成をより豊かにし、楽しく学校生活を送ることができる学習環境を確保することが必要です。

また、学校施設においては昭和40～50年代に整備されたものが多く、老朽化が著しく進んでおり、統合により整備した学校以外は、改修や建て替えなどの整備の時期を迎えている状況にあります。学校施設は、児童生徒が多くの時間を過ごす場であり、安

全・安心で快適な教育環境の整備が求められます。少子化に伴い児童生徒が減少する中、学校規模の適正化を図りながら、より良い教育環境の整備や地域の防災拠点としての学校施設の充実が期待されています。

(6) 郷土愛の醸成

児童生徒は、総合的な学習の時間や特別活動等において、地域の「人・もの・こと」から多くのことを学習しています。また、令和6年度からは、本市の特色を生かした「ぬまた未来創造学」を踏まえ、郷土の偉人や地域の素材を題材にした学びを推進します。

今後、さらなる少子高齢化が進む中、本市の将来を担う子供たちには、コミュニティ・スクールの取組を生かしながら、地域学習やキャリア教育、道徳教育等を充実させるとともに、郷土に誇りと愛着を持って、地域文化を受け継ぐ市民となることが求められます。また、市民が主体的にまちづくりに参画することによって、住民同士の関わりを増やし、地域を知り、地域を愛する市民となることが望まれます。

2 社会教育

(1) 生涯学習の充実

生涯学習を推進するため、市民が生涯にわたり自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、生涯学習推進本部を設置し、生涯学習推進体制の整備を図り、市民の自発的・自主的な取組への支援を行っています。今後も学習グループ等の育成と継続的な活動支援が一層重要となります。

人生100年時代といわれる長寿社会の中で、市民の学習に対する意欲が高まるとともに、社会・経済・科学技術の発展等に伴う「現代的課題」に対応した、学習機会の提供と学習支援が重要になっていきます。このような中、市民の多様化する学習ニーズに対応するため、生涯学習情報の的確な把握・整理等に努め、学習支援を充実させることが求められています。

学習環境については、誰もが学びやすく、生涯のライフステージに合わせた学習ができるような環境が求められているとともに、学習成果を地域社会に還元し地域の活性化や発展につなげられる環境整備が必要となっていることから、市民の学習意欲を的確に捉えた教養教室のほか各種事業を開催し、広く市民に生涯学習の機会を継続して提供する必要があります。

図書館においては、計画的な図書資料の充実が求められるとともに、移動図書館の運行等により遠隔地においてもサービスを提供するなど、利用者に優しい学習環境の確保が必要です。

(2) 市民文化活動の推進

少子高齢化が著しく、次世代を担う後継者の育成が急務となっている中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により文化祭や伝統芸能発表会等の事業中止が重なり、市民文化活動に与えた影響は大きく、令和5年度の文化協会の団体数と会員数は、26団体、2,285人で、これは、平成29年度と比較すると団体数が9団体、会員数が、775人の減少となります。

芸術文化の振興は、人々の生活に潤いや生きがいを与え、人々が心豊かな生活を営む上で必要不可欠なものであり、芸術文化団体の活動を支援し、日頃の成果を発表する場を設けるなど、市民が文化を身近に感じ、気軽に楽しめる環境づくりが重要です。

また、民俗芸能における後継者の養成は、時間を要するため継続して行う必要があるとともに、時代の変遷につれて、地域に根ざした貴重な伝統文化が次第に消えつつあり、継承・保存の努力をしていくことが求められます。

(3) 青少年の健全育成の推進

青少年を取り巻く社会情勢の変化は、大人の予想をはるかに超えて影響を及ぼしており、青少年に關係した様々な社会問題が顕在化しています。このような中、青少年が様々な奉仕、体験活動等を通じ、感謝や思いやりの心、自然を愛する心等を培うことで、豊かな人間性や多様な個性を育んでいくような社会環境づくりが求められていることから、家庭、学校、地域社会が連携し、多様な体験活動や社会参加活動に取り組み、次代を担うたくましく心豊かな青少年の育成を図る必要があります。

人口減少、核家族化等が進む中、地域社会に連帯感の希薄化や家庭・地域の教育力の低下が懸念されていることから、家庭、学校、地域社会との緊密な連携が一段と重要なになっており、地域学校協働活動など、青少年の健全育成に地域社会全体で取り組む環境づくりを推進する必要があります。

また、高度情報化社会の目まぐるしい進展により、予想できないトラブルに青少年が巻き込まれる事態が発生してきているため、「おぜのかみさま」運動などの取組を推進する必要があります。

3 文化財

本市には多くの文化財があり、国指定文化財3件、県指定文化財15件、市指定文化財74件、国登録有形文化財4件が所在しています。

これらの文化財は、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできないものであり、文化財を適切に保存し、確実に次世代に継承していくなければなりません。また、文化財は、魅力あふれる地域づくりの礎として、地域の活性化に寄与するものであり、地域の文化や経済の振興の核として、文化財を適切に活用しながら未来へ継承することが必要です。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されることで、継承が図られる文化財も

存在します。文化財は、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされるよう、文化財の保存と活用のバランスを取りながら進めていくことが重要です。

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地域の文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、有形・無形の文化財を地域づくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっています。

4 生涯スポーツ

(1) 生涯スポーツの振興

現状では、教室への参加や施設利用に、高齢者の利用が多く見られ、高齢者同士の交流も図ることができます。スポーツ機会づくりの推進のため、今後は、より多くのスポーツを体験する機会を作ることができるよう検討することが必要です。

また、教室や大会の情報を広報ぬまたや市ホームページ、SNSに掲載し、参加者を募っていますが、多くの大会等で参加者が減少しています。これから、参加者が増加するよう、スポーツ情報のより一層の充実を図ることが求められています。

(2) 社会体育施設の充実

施設の故障等で開場できないなどのトラブルはありませんでしたが、小規模な修繕は多数あります。早急に対応できたため、大規模な修繕になることはありませんでしたが、引き続き施設の適正な管理が求められています。

コロナ禍を経て市民プールが3年ぶりの開場となるなど、34施設全て開場することができましたが、老朽化した施設が多く、照明のLED化等も含め、施設の集約や大規模改修等を計画的に行う必要があります。

5 子ども・子育て

(1) 子育て世代の支援

少子化や社会環境の変化により、人々の価値観は、集団や地域よりも個人や家庭を重視する傾向が強まっており、集団で遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。このため、社会の中で習慣や規範を身に付けることなど、従来なら自然に備わっていた社会性などを身に付けることが難しくなっており、子供たちへの日常生活における基本的な生活習慣や集団生活への適応のための支援などの取組も求められています。

また、核家族化など家族形態の変容により、保護者は仕事と子育ての両立を担うとともに、子育てについて身近に相談できたり支援してくれる人が少なく、子育て家庭での孤立感や負担感は大きくなっています。経済的格差により子供の貧困問題などの状況も生

じています。

かつて、子育ては保護者や家庭が主に担うものと考えられていましたが、現在の子供を取り巻く環境や子育て家庭の状況を考慮すると、安心して出産や子育てができる環境整備のために、地域全体、社会全体で全ての子供と全ての子育て家庭の支援を行っていくことが重要な課題です。

第3章 沼田市の教育が目指す方向

1 基本理念～沼田市教育施策の大綱から～

基本理念

未来を担うたくましいひとづくり・まちづくりを目指して

少子高齢化、グローバル化、急速な技術革新の進展など、目まぐるしく変わる社会情勢の中、長い歴史に培われた本市の伝統や文化を礎に、生涯にわたる学び・スポーツを通して、たくましい意志を持った、ひとづくり・まちづくりを目指します。

2 基本方針

I たくましく生きる力を育む学校教育の充実

II こころ豊かな文化の創造

III 地域や家庭で共に学び支え合う教育の推進

IV 生涯にわたるスポーツ活動の推進

V 誰一人取り残されない共生社会の実現

第4章 具体的な施策の展開

基本方針 I たくましく生きる力を育む学校教育の充実

I – (1) 確かな学力を育てる質の高い授業づくりの推進
施策の目的

知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を働かせ、課題に対して主体的に考え、他者と協働しながら粘り強く解決に向かっていく力を育成するとともに、夢や学ぶ意欲を育み、可能性や長所、持ち味などを生かし伸ばす授業づくりを推進する。

取組内容

- 子供たち一人一人に、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や、現代的な諸課題に対して求められる資質・能力を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に取り組む。
- 一人一台端末を効果的に活用し、子供たちの能力を最大限に引き出す授業を行い、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。また、ＩＣＴを生かした教育を推進するために、研修の機会を充実させ、実際の子供の姿を通して研究を深めることができるよう授業公開（教育水準向上研究授業研究会）を開催し、各学校の取組を共有する。
- 教員の児童生徒を理解する力、授業力、生徒指導力、学級経営力等、児童生徒の資質・能力を育成するために、校長会協議会等と連携して研修会などを実施していく。
また、「沼田市・先生の日」教職員全体研修会や夏季研修会を通じて、教育課題を全教職員で共有し、同じ方向性で取り組むとともに、各学校で効率的な研修を実施し、教職員の多忙化解消との両立を図りながら、職場内研修（ＯＪＴ）などの手法を取り入れた校内研修を推進する。
- 学力の指標となる全国学力・学習状況調査、各種学力検査の結果を基に、指導力の向上などを支援する。
- 児童の学力や学習意欲の向上を図るとともに、得意分野を伸ばせるよう、小学校における教科担任制を推進し、教科指導の充実を図る。
- 外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し、児童生徒が外国人と気軽に接することにより、英語学習の意欲を高めるとともに、生きた英語によりコミュニケーション能力の向上を図る。
- 指導主事が学校訪問を行い、学校や教職員が抱える課題を的確に把握し、適切な指導・助言を行うことにより、「分かる・できる授業」づくりを支援する。特に、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「学び合い」と「振り返り」を大切にした授業の質的改善を目指す。
- 教科指導等において専門性の高い教員を学校教育指導員に委嘱し、指導主事と連携して、各学校の研究推進や校内研修等の要請に応え、教育活動の振興・充実を図る。
- テスト等で数値化して評価できる認知能力に加え、物事をやり抜く力や人と関わる力など、数値化できない能力も伸ばし、子供たちの力を最大限引き出せるような教育活動の研究・実践に努める。

I – (2) 子供一人一人へのきめ細かな支援の充実

施策の目的

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難など、様々な課題を抱える子供たちの教育的ニーズに対して、「個別最適な学び」の機会を確保する。また、適切な支援を丁寧かつ継続的に行うことで、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う

「協働的な学び」の機会を確保することなどを通じて、子供たちが安心して学校生活を送り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。

取組内容

ア 特別支援教育の推進

- 障害のある子供の自立と社会参加に向けて、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重し、特別支援学級、自校通級や巡回指導の促進などを充実させるとともに、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知し、一層の推進を図る。
- 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解のための取組を推進する。

イ 不登校児童生徒への支援の推進

- 困難を抱える児童生徒に対し、小学校には生活相談員、中学校には心の教室相談員を配置して個々の状況に応じた支援を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、関係機関との協働体制で切れ目ない教育相談体制を充実させる。
- 不登校の児童生徒を支援するために、教育支援センター「きずな」を設置し、児童生徒の多様な教育的ニーズに対して、学習支援や適切な指導を行う。
- 不登校児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないよう、適切な情報提供及び相談活動を通じて保護者への支援を行う。

I – (3) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 施策の目的

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、一人一台端末を効果的に活用し、子供たちの能力を最大限に引き出すとともに、ＩＣＴを効果的に活用した学習やプログラミング教育を通して、情報を得たり、情報を整理・比較したり、分かりやすく発信・伝達する情報活用能力を育成する。

取組内容

- 従来の形式にとらわれず、一斉学習や個別学習、協働学習など、様々な学習形態において、一人一台端末を効果的に活用することにより「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現し、子供たちの可能性を最大限引き出す。
- 教科等の指導において、ＩＣＴを効果的に活用し、「分かる・できる・学び合う」授

業を創造する。

- 教師の指導力の質的向上を図るため、教員研修の機会を充実させるとともに、実際の子供の姿を通して研究を深めることができるよう授業公開を推進する。また、各学校での成果をグループウェア等で共有し、市内の学校に成果を広める。
- デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、情報モラルや情報リテラシーを身に付け、自律心と思いやりの心を育む。
- 学校と保護者間の連絡手段を、原則としてデジタル化するなどの取組を進め、業務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

I – (4) 安心・安全な学校施設の整備・充実

施策の目的

長寿命化できる施設は長寿命化し、適正に改修・建て替えを行いながら安心・安全で質の高い教育環境の整備を図る。

取組内容

- 老朽化が著しい校舎、屋内運動場の長寿命化改修を行う。また、学校プールについては民間施設を活用しながら、学校水泳授業の充実を図り、使用継続する学校プールについては、再整備に向け集約化等の検討を進める。
- 近年、和式便器を使うことができない子供が増えてきているが、いまだに学校施設では和式便器多いため、和式便器の洋式化を推進する。
- 学校施設の事故未然防止の観点から、巡回点検を引き続き実施することにより、不具合箇所を事前に把握し、事故を未然に防止する。
- 新JIS基準による机の導入
一人一台端末の活用のため、旧JIS基準では机上が狭く、児童生徒の授業に支障を来しているため、順次、新JIS基準による机の入替えを図る。
- 独自施策「セイフティ沼田」を踏まえ、各学校において作成した学校安全計画に基づき、対象学年に合わせた安全教育を実施する。また、避難訓練実施の際には、事前・事後指導を通じて、児童生徒が主体的に判断し、適切な行動を取れるよう指導する。
- 各学校内の施設設備・器具、危機管理体制について、定期的・臨時の・日常的に点検を行い、子供たちが事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ取組を充実させる。

I – (5) 学校規模の適正化

施策の目的

少子化が進む中で、小中学校の適正配置について検討を進め、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備・充実を図る。

取組内容

- 小中学校の適正配置を進めるに当たっては、児童生徒、保護者及び地域の合意形成を図るとともに、まちづくりの視点を考慮しながら、最適な教育環境を総合的に検討していく。また、児童生徒数の動向を踏まえ、実態にあった新たな通学区域の設定、遠距離通学となる児童生徒への配慮に努める。
- 小規模校では、子供たちが、集団の中で多種多様な考え方につれ、互いを認め合い、学校行事や部活動などを通して協力し合うことにより、思考力やコミュニケーション力を高められるよう、近隣の学校との交流活動を積極的に促進する。

I – (6) 学校保健、学校給食・食育の充実

施策の目的

多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するために、学校内の組織体制の整備や関係機関との連携を図り、全教職員で学校保健（健康管理・保健教育）、学校給食、食育の充実により、児童生徒における心身の健康保持増進を図る。

取組内容

ア 学校保健の充実

- 各学校の学校保健計画に基づき、関係機関や関係各課との連携の下、性に関する指導、薬物乱用防止、生活習慣病予防、感染症予防、熱中症予防、がん教育等の指導の充実を図るとともに、日常の健康観察や定期健康診断を行い、学校環境衛生活動等の適切な実施に努める。

イ 学校給食・食育の充実

- 学校給食は、食育の一環として、児童生徒の健全な発達のために、栄養バランスや安全安心な食材を確保しつつ、おいしく食育の教材となる給食の提供を目指す。
- 食物アレルギーを持つ児童生徒も、クラスメイトと一緒に安心して給食を食べることができるよう、学校・家庭・学校給食センターの連携を図り、安全な給食の提供に努める。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、給食時間を利用して、栄養教諭を中心に学校と連携を図り、発達段階に即した食に関する指導を行う。
- 献立表や給食だより等の発行を通じて、家庭への食育の啓発を図る。また、学校給食センターにおける試食会（保護者等）の際にも、給食の取組についての講話をを行うなど、食育の推進を行う。
- 郷土料理や「えだまメンチ」などの地域の名物、沼田市の農産物を紹介する「沼田市ずかん」にある、季節に応じた地場産物等を計画的に献立に取り入れ、給食を通じて児

童生徒に伝えることによって、本市の食文化への理解促進を図る。

I – (7) いじめ等への対応、道徳教育・人権教育の推進

施策の目的

道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の授業に係る創意工夫を図るとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育の推進を図る。

「沼田市人権教育基本方針」に基づき、学校教育、社会教育等の相互の連携を図りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、人権尊重の精神の涵養を図る。

取組内容

ア いじめ等への対応

- 児童生徒が安心して学習活動等に取り組むことができるよう、「沼田市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ等の未然防止に最善を尽くすとともに、問題解決に取り組む。
- いじめ等の実態把握のための取組を進めるとともに、家庭・学校・関係機関との連携を図りながら早期発見と適切かつ迅速な対応に努め、「いじめ見逃し0（ゼロ）」を目指す。また、スマートフォンやSNSの普及によって問題となっているいじめや仲間はずれなど、学校や家庭・地域が抱える新たな課題に対しては、「沼田市SNSルール」を基に、地域ぐるみで課題解決に取り組めるような体制を構築する。
- 独自施策「児童生徒の命を守り、育てる教育」を推進し、生徒指導の徹底と道徳教育の充実を図る。

イ 道徳教育・人権教育の推進

- 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備の推進を図り、教育活動全体を通じた道徳教育及び「特別の教科 道徳」の充実に努める。
- 子供たちの道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を養うため、「考え、議論する」道徳の時間の指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について研究の実践に努める。
- 学校においては、児童生徒が多様性を認め合う人権教育の充実を図るとともに、社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に努める。また、教職員の研修を通じて、人権に関する重要課題について正しい理解と認識を深め、人権感覚や人権意識の高揚を図る。

基本方針Ⅱ こころ豊かな文化の創造

II – (1) 生涯学習の充実

施策の目的

生涯学習推進体制を整備し、市民が生涯にわたりいつでも学び、その学習の成果を生かせるよう、生涯学習活動の推進を図る。

取組内容

- 生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進本部を設置するとともに、地域に根ざした生涯学習推進体制の整備と魅力ある学習環境の創出を図るため、生涯学習推進協議会を設置し、社会教育団体、学校、家庭、地域社会などと連携し、生涯学習推進体制の充実に努める。
- 市民の主体的な学習機会の提供を図るため、各種生涯学習講座、市民ハイキング等を開催し、学習機会の提供と学習支援の充実に努める。
- 団体活動発表会等の実施により学習成果を発表する機会を創出するとともに、専門的な知識や技術を持った市民が、学校や地域での学習体験活動の講師としてその能力を生かせるよう「まちの達人バンク」を整備する。
- 人権教育講座の開催や各種研修会への参加、広報ぬまたや市ホームページへの掲載等による広報活動により、人権教育の啓発に努める。

II – (2) 市民文化活動の推進

施策の目的

芸術文化団体の活動を支援し、日頃の成果発表の機会を提供するとともに、各種文学賞を開催し、文化・芸術活動の推進を図る。

取組内容

- 地域の文化・芸能の振興を担う文化協会を始めとした芸術文化団体及び市民の自主サークルの活動を支援するとともに、文化祭や芸能祭などの発表の機会を提供することで、諸活動の高揚を図り、市民文化活動の向上に努める。
- 地域に根ざした特色のある伝統芸能や日本古来の伝統文化を次世代に継承していくため、伝統芸能を学ぶ子供たちによる伝統芸能発表会を開催し、市民の伝統芸能の継承に対する関心や理解を深める。
- 各種文学賞を開催し、郷土の文化・歴史・自然を見つめる機会を通じて、郷土愛の醸成と文化のかおり高いまちづくりを推進する。

II – (3) 図書館の充実

施策の目的

誰もが自由で気軽に利用できる開かれた図書館として、変化する社会の動向や利用者の幅広いニーズに対応した情報提供を行い、一人一人の学びや課題解決を支援するとと

もに、情報活用を支援する。

取組内容

- 時代に即した図書館資料を収集、整理、保存し、利用することで、生涯にわたる学びを支援する。
- 郷土資料や行政資料の収集に努め、地域の歴史と文化の継承に努める。
- ¹レファレンスサービスや²レフェラルサービスを行い、住民課題の解決を支援するとともに、読書案内を行い利用者が求める情報の探索を支援する。
- 市立図書館から遠隔地の住民を対象に移動図書館サービスを行う。
- 市立図書館が持つ機能を生かして学校教育及び家庭教育の支援を行う。

II – (4) 読書活動の推進

施策の目的

乳幼児から高齢者まで全ての世代が読書に親しみ、感性を磨き、知識を高め、思考力やコミュニケーション能力の向上につながる読書活動のための環境を整備する。また、様々なニーズに対応できる図書資料の充実を図り、魅力ある市立図書館や学校図書館を整備する。

取組内容

- 優良読書児童の表彰を通じて、子供たちの読書意欲の向上を図る。また、読み聞かせの会の協力により、子供たちを対象に、絵本や紙芝居などの読み聞かせを行う「おはなしポケット」を開催し、子供たちの読書活動を推進する。
- 子供の発達段階に応じた資料の案内や団体貸出等を行うことにより、地域で活躍する読み聞かせの会の活動を支援する。
- 赤ちゃんと保護者が、絵本を介して肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わせるひとときが持てるよう、4か月児健康診査に合わせて絵本を贈呈し、読み聞かせを通して、親子の関係を深め、健やかな成長を支援する。
- 全ての市民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域、図書館、幼稚園、小中学校などが相互に連携を深め、読書環境の整備を推進する。
- 独自施策「家族で本を読みましょう」を踏まえ、家庭・地域においては、保護者が読書の重要性を認識し、子供の読書活動について理解を深め、各家庭において読書の推進

¹ レファレンスサービス：必要な情報や資料等を求める利用者に対して、情報そのものや資料の探し方などを提供するサービス

² レフェラルサービス：情報を探す利用者に対して、その情報源や詳しい情報を有する専門家や研修機関などを紹介するサービス

が図れるように促す。

- 幼稚園においては、幼児が絵本に関心を持ち楽しさを味わうことができるよう、教室等に本を配置するなど、直接本に触れるができる環境づくりを行う。
- 小中学校においては、児童生徒の主体的な読書を実現できるよう、図書資料の整備や司書教諭の適正配置を進め、学校図書館の充実を図るとともに、市立図書館による移動図書館等の活動と連携して、本に親しむ環境づくりを行う。
- 朗読CD等の資料を充実するととともに、県立点字図書館との連携等により、視覚に障害のある方の読書活動を支援する。

II-(5) 子供たちの郷土愛と誇りを育む

施策の目的

郷土についての知識と愛情を深めるための事業を実施することにより、子供たちの郷土愛を育むことを目的とする。

郷土の自然、伝統・文化、産業、歴史や偉人等について学ぶことで、地域の魅力に気付き、ふるさと沼田に誇りや愛着を持ち、将来の沼田を担う心豊かでたくましい子供たちを育む。

取組内容

ア 郷土の知識を深め、郷土愛を高める

- 「ぬまた未来創造学」を踏まえ、生活科や総合的な学習の時間を中心に、各学校で地域の伝統文化や歴史を学び、豊かな自然に触れる学習を計画的・系統的に実施し、子供たちが郷土を知り、郷土を誇りに思う心を育む。
- 小学校の社会科副読本「わたしたちの沼田市」を活用し、地域の自然・歴史・民俗・文化・産業等について学び、ふるさと沼田についての学びを深める。
- 郷土の名所旧跡や本市輩出の偉人を親しみやすい「きりえ」で表現した「沼田かるた」や「上毛かるた」を社会科の授業やかるた大会等で活用し、伝統的な遊びの形式により、郷土への興味関心を高めるとともに、沼田に親近感を抱かせることで、郷土愛の醸成に努める。
- 文化施設の利用環境を整え、小中学校と文化施設の連携を進めることで、市内にある文化財や沼田市歴史資料館などの見学を促進し、貴重な文化遺産や先人の足跡について学び、ふるさと沼田についての知識を深める。

イ 子ども会活動の支援

- 郷土についての知識と愛情を深めるため、子ども会活動の支援に努め、「沼田かるた大会」、「上毛かるた大会」、「ボランティア活動事業」等への積極的な参加を促す。

II – (6) 文化財の保存と活用

施策の目的

文化財保護法に基づいて、文化財の保存と活用を図ることで、文化財を次世代に引き継ぎ、市民の文化的教養の向上と特色ある地域文化の振興を図る。

取組内容

ア 地域の文化財の把握

- 文化財の調査を行い、未指定文化財を含む地域の文化財の総体を把握する。また、必要に応じて文化財の指定を行う。

イ 文化財の確実な保存と継承

- 文化財の適正な保存管理を行うため、計画的な修繕を行うとともに、文化財所有者に対し、適切な日常管理の実施の推進と防災意識の高揚を図る。
- 地域と連携し、地域総ぐるみで文化財を継承する仕組みづくりを行う。
- 小中学校で伝統芸能教室や出前講座を行い、子供たちが地域の文化財に触れる機会を創出し、将来の担い手を育成する。

ウ 文化財の効果的な活用と情報発信

- 旧生方家住宅などの文化財施設は、一般公開だけでなく、建物の魅力を伝えられるようなイベントを開催するなどの活用を推進する。
- 文化財ガイドブックやパンフレットを更新するとともに、市ホームページでの情報発信を積極的に行う。
- 動画やSNSを効果的に活用し、文化財の魅力発信を行う。
- 文化財の保存・活用を担う人材の育成

計画的に研修を受講することで、専門職員を育成するとともに、外部の専門人材や民間団体等との連携を図る。

II – (7) 文化財施設等の充実

施策の目的

文化財を調査・収集・研究・保存・展示し、歴史文化を生かし伝える施設の充実を図るとともに、文化財を次世代に引き継ぎ、市民の文化的教養の向上、特色ある地域文化の振興を図る。

取組内容

ア 地域の文化財の調査研究と資料の保存

- 歴史資料館では、文化財施設の中心的役割を担い、地域の歴史文化の調査研究や資料

の収集を進めることで、保存と継承を行う。

- 埋蔵文化財調査センターでは、市内遺跡発掘調査の拠点として、出土した資料を調査・整理して適切な管理を行う。

イ 収蔵資料の公開や企画展の実施

- 歴史資料館や生方記念文庫では、常設展示を行うとともに、郷土の歴史を学び、地域文化の再発見につながるような企画展を開催する。
- 歴史文化の理解を深めるため、講演会やワークショップなどの教育普及事業を実施する。

ウ 学校や地域との連携

- 市内小中学校からの要望に応じて、地域文化財の教材化を支援するとともに、地域文化財に関する出前講座を実施することで、郷土の歴史や文化を学ぶ機会を提供する。
- 旧沼田貯蓄銀行や旧日本基督教団沼田教会紀念会堂などの文化財施設では、地域の交流拠点として、施設の活用を推進する。

エ 人材育成と情報発信の強化

- 計画的に研修を受講することで、専門職員を育成するとともに、外部の専門人材や民間団体等との連携を図る。
- 地域の古文書を自ら解読できる人材を育成し、地域資料の保存・活用を図る。
- 市ホームページやSNSを活用し、積極的に情報発信を行う。

基本方針III 地域や家庭で共に学び支え合う教育の推進

III-（1）青少年の健全育成の推進

施策の目的

青少年が様々な奉仕、体験活動等を通じ、感謝や思いやりの心、自然を愛する心等を培うことで、豊かな人間性や個性を育めるよう、家庭、学校、地域社会が連携し、次世代を担う青少年の育成を図る。

取組内容

- 家庭、地域社会、学校、青少年育成関係団体及び関係行政機関との緊密な連携を図り、次世代を担う心豊かな青少年の健全育成推進体制の充実に努める。
- 子供たちが、豊かな自然の中での活動や多様なボランティア活動などの取組を通じて、たくましさとやさしさを身に付け、地域や社会との結び付きについて理解を深めるとともに、地域でリーダーとして活躍できる人材の育成を図るため、社会参加活動事業を推進する。

- 二十歳を迎えた方々の門出を祝福するとともに、大人としての自覚を促すことを目的に祝賀行事を開催する。
- 青少年健全育成に係る諸課題を解決するとともに、問題の早期発見と犯罪の未然防止を推進するため、関係機関と連携し、相談活動及び補導活動の充実を図る。
- 子供たちが、安全で安心してインターネット等を利用できるよう「おぜのかみさま」運動の推進と「沼田市SNSルール」の周知徹底を図る。

III-（2）学校と地域の連携・協働の推進

施策の目的

学校と地域住民等がパートナーとして学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進する。

学校を核とし、地域全体で子供たちを育てるため、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの充実を図るとともに、地域学校協働活動により、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を構築し、学校課題及び地域課題の解決を図る。

取組内容

ア コミュニティ・スクールの導入

- 研修会や広報活動を通して、コミュニティ・スクールに対する地域や教職員の理解を深めるとともに、学校運営協議会の運営に係る支援の充実に努める。

イ 学校支援ボランティア活動の推進

- 地域の人的資源や物的資源などを学校の教育活動に生かしていくために、学校支援ボランティアの発掘・充実に努める。
- 学校とともに子供たちの成長を支えるとともに、学校を核にした地域づくりを進めため、各地域の学校支援ボランティア活動の推進を図る。

ウ 地域学校協働活動

- 地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、学校と地域学校協働本部をつなぐコーディネーターの役割を担う、地域学校協働活動推進員を委嘱するとともに、研修会等を開催するなど、必要な支援を行う。

エ 放課後子ども教室

- 放課後等の子供たちの安全で健やかな活動場所の確保を図るとともに、地域全体で学校教育を支援できるよう整備する。

III－（3）学校部活動の地域移行・地域連携による持続可能な環境整備の推進 施策の目的

全ての中学生が、多様なスポーツ・文化活動に親しめるよう、部活動の地域展開（地域移行・地域連携）により、地域や学校の実情に応じた持続可能な環境整備を進める。

取組内容

- 「部活動地域展開推進計画（仮称）」を作成し、学校や地域の実態に合わせて、休日の部活動の地域展開を推進する。
- 生徒の多様なニーズを考慮して、誰もが安心して活動できる環境を整えるとともに、従前の学校部活動にはなかった新たなスポーツ・文化活動にも取り組めるよう、地域の関係団体と連携し、多種多様なスポーツ・文化活動を選択できる環境整備を進める。また、人格、経験、指導力等に優れた指導者の確保や、保護者の負担軽減を踏まえ、質が高く、持続可能な環境づくりに努める。
- 「心・技・体」の調和のとれた活動の中で、特に、「心=道徳性」の成長を重視し、道徳的実践の場とする「教育部活」の考え方を尊重した取組を実現する。また、世代や性別の違い、障害の有無にかかわらず、共に活動することで、様々な人とのつながりが生まれる環境を整える。

III－（4）国際理解教育の充実

施策の目的

国際社会を生き抜く力の醸成や多世代間の交流などを通して、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、小中学校において、国際理解教育や英語を始めとする外国語教育の取組を充実する。

取組内容

ア 国際交流事業の推進

- 海外の現地校との生徒間相互交流を通して、相互理解と友好親善を深め、国際的視野を広め、豊かな国際感覚を身に付けることを目指す。

イ グローバル化に対応した国際理解教育の充実

- 外国語指導助手を全ての小中学校に配置するとともに、小学校の教科担任制を推進し、外国語活動及び外国語の授業を充実させ、コミュニケーション能力向上のための取組を推進する。

基本方針IV 生涯にわたるスポーツ活動の推進

IV－（1）生涯スポーツの振興

施策の目的

誰もが、年齢や性別、障害の有無などに左右されることなく、自らの興味や関心、体力や健康状態に応じて、気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備することで、心身の健康の保持・増進や、生涯スポーツへの取組による人格形成や地域活力の創出を図る。

取組内容

ア スポーツ参加機会の創出

- 子供から大人までが参加しやすいスポーツ教室や講演会等を関係団体との連携を図りながら開催し、スポーツへの関心を高め、スポーツに参加する機会の創出を図る。
- 大会及び研修会等の開催により、競技者やスポーツ団体の育成を始め、スポーツ推進委員や競技指導者、総合型地域スポーツクラブ等との連携を図るとともに、指導力等の向上を推進する。

イ スポーツに関する情報の充実

- 広報ぬまたに加え、市ホームページやSNS等の活用、また、関係団体との情報共有を図るなど、各種スポーツ大会や講習会の開催案内、スポーツ少年団員の募集や大会結果報告など、広く情報発信を図り、健康づくりや生涯スポーツへの関心や参加意欲の向上及び、そのきっかけづくりを行う。

ウ 競技スポーツの推進

- 本市出身の競技者の育成・支援を目的に、競技優秀者の表彰を始め、上位競技大会参加選手等に、スポーツ関連団体と連携した激励金等の支給による、競技力等の向上を図る。
- 本市に関連するトップレベルの競技者のプレーや情報等に触れる機会を創出することにより、次世代選手のモチベーションの向上と、市民のスポーツへの関心の向上を図る。

IV-（2）社会体育施設の適正な管理

施策の目的

スポーツは、心身の健全な発達や活力に満ちた社会の形成に不可欠であり、連帯感や達成感などを得られる活動であることから、誰もが、いつでも、気軽にスポーツを楽しめるよう、施設の適正な管理を行う。

取組内容

ア スポーツ施設の利便性の向上

- 誰もが利用しやすい施設の環境の整備を図るため、市民ニーズ等を考慮した既存施設の適切な維持・補修を進めるとともに、施設の適正な運営を行う。
- 地域スポーツ団体等の利用機会の増進につなげていくため、学校体育施設の開放において適切な管理を行い、利便性の向上を図る。
- 少子高齢化や人口減少、環境等への配慮を行うなど、計画的な運営管理を行う。

基本方針V 誰一人取り残さない共生社会の実現

V－（1）保護者の就労支援への取組

施策の目的

就労等により、昼間家庭に保護者がいない子供を対象として、平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間等に適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。

経済的な不安を抱えることの多いひとり親家庭に対し、就労に役立つ資格の取得を促し、就労を促進し、自立した生活を営めるよう支援する。

取組内容

ア 放課後児童健全育成事業

事業の設備及び運営に関する基準に基づき、児童一人当たりの施設面積の確保、支援資格及び員数、運営水準の向上などに努め、児童や保護者が安心して利用できる環境整備を図る。

イ 高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の父母の就労を促進するため、就労に役立つ資格の取得を支援する高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の経済的安定や自立を図る。

V－（2）子ども・子育て世代への包括的な支援

施策の目的

妊娠、出産期から18歳未満の子供を対象に関係機関と連携し、子育て家庭にとっての様々な支援を身近で提供できる体制を整備し、また、母子保健分野と連携し、育児不安の軽減や孤立感の解消に努め、地域全体での子育て支援の推進を図る。

18歳未満の子供とその保護者に対し、様々な相談をワンストップで受け、関係機関との連携や協力により、問題の早期解決を図る。

取組内容

ア 子育て世代包括支援センター事業

妊娠、出産、子育ての相談窓口として、母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュが、妊娠期から子育て期までの様々な相談に応じ、必要な情報提供に努める。

イ ファミリー・サポート・センター事業

会員同士による育児の相互援助活動を支援するため、事業内容の広報や周知、会員の確保に努め、利用しやすい体制づくりを図る。

ウ 一時預かり保育事業

保護者が病気や育児疲れなどで家庭において保育を受けることが困難になった乳幼児を一時的に預かり、保護者の育児支援の充実を図る。

エ 病児保育事業

急な発熱や病気の回復期で、保育園や学校に通えない児童を、専用スペースで看護師等が預かり、子育て家庭の就労と育児の両立を支援する。

オ 子育てコンシェルジュ事業

地域子育て支援センター等において、子育て支援についての情報提供を行う。

カ 地域子育て支援センター事業

0歳から就学前の児童と保護者が楽しく過ごす場所を提供し、子育てに関する悩み相談や子育て情報の提供を行い、育児不安の軽減や孤立感の解消に努める。

キ 子ども家庭総合支援拠点事業

0歳から18歳未満の子供とその家庭に関する相談の総合窓口として、専門の相談員等が様々な専門機関と連携し、継続的な支援を行い、問題の早期解決に努める。

第5章 計画の推進、進行管理

1 計画の推進

○ P D C Aサイクルに基づく計画の推進、進捗管理

本計画の推進に当たっては、学校・地域社会・家庭が連携、協働して具体的な施策を取り組んでいきます。

また、市教育委員会では、計画を着実に推進していくため、P l a n、D o、C h e c k、A c t i o nのP D C Aサイクルに基づく進行管理を行い、次年度以降の改善に生かしながら、より効果的かつ効率的な施策の推進につなげていきます。

具体的な取組の進捗管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行います。